

## 保育所運営費国庫負担金の補助単価の増額及び 保育単価の算定根拠の公表を求める意見書

現在の公的保育制度における0歳から2歳児の給食に係る保育所運営費国庫負担金の一般生活費については、主食と副食が提供される基準となっております。

しかしながら、3歳以上児に対しては、制度発足以来62年が経過し、少子化対策、子育て支援、女性の社会進出などが声高に叫ばれている今日においても、依然として、副食しか提供しない基準となっており、子どもたちの健やかな発達や食育の向上を図る観点からも、3歳以上児に対しても主食を提供できる基準とすることは重要な課題であります。

また、保育所においては、規制緩和によって、短時間保育士等の非正規職員の割合が4割から5割を占める状態となっておりますが、保育所運営費国庫負担金における保育士等の人件費の算定根拠が公表されておらず、どのような保育内容・保育の質を前提にしてあるのかが明確に示されておられません。

よって、国におかれましては、次の事項について実現されるよう強く要望いたします。

### 記

- 1 保育所運営費国庫負担金の一般生活費における3歳以上児の補助単価を3歳未満児と同額とすること。
- 2 保育所運営費国庫負担金の保育単価の算定根拠を公表すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成22年12月13日

長 崎 市 議 会